



島根県報

令和8年8月18日（火）

号外 第 8 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第479号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部753番 1地先から同685番6地 先まで	前	メートル 11.50～ 64.90	メートル 360.40	出雲県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	13.70～ 52.80	360.40		
〃	〃	出雲市湖陵町三部685番 6地先から同974番7地 先まで	前	A 45.00～ 73.40	246.00		左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅 ダブルウェイ解消
				B 10.00～ 58.90	242.60		
			後	A 16.20～ 78.00	246.00		
〃	〃	出雲市湖陵町三部974番 7地先から同町畑村33 番地先まで	前	13.90～ 110.80	425.60		道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	16.00～ 110.80	425.60		

島根県告示第480号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部753番1地先から同町畑村33番地先まで	メートル 1,026.00	令和8年 8月18日	出雲県土整備 事務所	